

## 第16回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

### 1 実施日時

平成23年5月13日（金）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順）

##### ① 地裁委員会委員

出席者 宗 孝 子（佐賀市社会教育部青少年課長兼少年センター長）  
中 村 健 一（佐賀県弁護士会弁護士）  
馬 場 浩 一（佐賀地方検察庁次席検事）  
福 田 浩一郎（佐賀県立佐賀西高等学校教頭）  
堀 正 俊（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）  
宮 崎 和 彦（農業(佐賀農業共済組合理事)）  
宮 島 文 邦（佐賀地方裁判所唐津支部長）  
森 宏 司（佐賀地方裁判所長）

##### ② 家裁委員会委員

出席者 古 賀 史 生（株式会社佐賀新聞社論説委員）  
小 西 みも恵（国立大学法人佐賀大学経済学部准教授）  
駒 方 琢 也（佐賀地方検察庁検事）  
田 中 敬 明（特別養護老人ホーム桂寿苑事務長）  
中 島 千 枝（佐賀県PTA連合会副会長）  
引 地 富佐子（株式会社ニューリード専務取締役）  
福 井 京 子（佐賀市民生児童委員協議会副会長）  
古 川 順 一（佐賀家庭裁判所判事）  
森 宏 司（佐賀家庭裁判所長）

(2) 説明担当者

野尻裁判官(民事部部総括), 入江民事首席書記官, 千住民事訟廷管理官

(3) 庶務

中里地裁総務課長, 吉村家裁総務課長

4 議事

(1) 所長あいさつ(森所長)

(2) 佐賀地方裁判所委員会委員長の選任

森委員を委員長に選任した。

(3) 佐賀家庭裁判所委員会委員長の選任

森委員を委員長に選任した。

(4) 委員長代理の指名

森委員長は, 委員長の職務を代理する者として, 地裁委員会につき宮島委員, 家裁委員会につき古川委員をそれぞれ指名した。

(5) 新任委員の紹介

宮島文邦地裁委員, 福田浩一郎地裁委員, 小西みも恵家裁委員, 駒方琢也家裁委員及び古賀史生家裁委員からの自己紹介。

(6) 全体協議

(文中, ○は学識経験者委員, ●は法曹資格を有する委員, ■は説明担当者の発言)

ア 保護命令について

(千住民事訟廷管理官説明後, 意見交換)

○ 保護命令申立事件の審尋において, 相手方が当該審尋期日を知らなくて出頭しないことがあるか。

■ 相手方に対する審尋期日の通知は, 郵送, 電話連絡等相当と認められる方法で行うことから, 審尋期日を知らなくて出頭しないというケースはない。ただ, 相手方が審尋期日に出頭しなかった場合には, 相手方の言い分

を聞かずに判断する場合もある。

- 保護命令申立ての新受件数は全国では横ばい傾向にあるものの、佐賀では増加傾向にあるとの説明があったが、その原因はどこにあると分析されているか。
- 配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に関する地方公共団体等における相談窓口の増加もその一因と考えられる。
- 警察、検察庁が取り扱う暴力事件の中にもDVはある。このような場合、DVの被害者には配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）と連携を取り合って二度とDVが起きない方策を検討して対応していることも、保護命令申立て増加の一因と考えている。
- 保護命令制度に対する広報活動等を通して同制度の認知率が上昇していることも増加の一因と考えている。
- 裁判所は、申立人が保護命令制度を認知した端緒を把握しているか。また、本人申立てと代理人申立ての割合はどの程度か。
- 近年、DVセンター経由で保護命令申立てをするケースが多いが、申立人が保護命令制度を認知した端緒は正確に把握しているわけではない。  
また、本人申立てが多く、代理人申立てはほぼないと認識している。
- 6ヶ月の保護命令期間は被害者として安心できる期間とお考えか。
- 6ヶ月の間に保護命令に違反すると刑事罰が科せられることもあり、そのように考えられる。
- 申立人の年齢傾向はどうか。
- 幅広い年代となっている。
- 被害者を守るための保護命令制度である反面、加害者に対する教育的アクションが同制度の中に備わっているか。
- 特に制度中に教育的アクションはないが、話し合いによる解決を希望する場合には、調停手続等を示唆することもある。

- 保護命令期間経過後、被害者が大丈夫という割合はどの程度か。
- その割合は分からないが、再度の保護命令申立てはあまりないと認識している。
- 民事裁判としての保護命令制度であるが、司法制度全体で見ると、捜査機関にDVの被害届が出れば加害者への説諭を行い、他方、被疑者国選弁護人が選任されたときは、弁護人も当事者間の示談も視野に環境調整を行うといった配慮がなされる。これらが功を奏さないときは、保護命令を発し、加害者が保護命令に違反すれば、逮捕等の強制捜査により起訴、正式裁判となる。この場合においても、選任された弁護人の環境調整も期待されるし、裁判所も被告人の反省の度合いを判断し量刑を決せられることとなる。このように、DV被害者に対しては、司法制度全体で更なる被害がないよう配慮されているとお考えいただきたい。
- DV発生の根源には家庭の問題があると考えられることから、その問題を話し合いで解決するための調停制度等や保護命令制度以外の裁判所の手続においても、当事者が自己の意見を述べる場は用意されているところである。
- 第11回佐賀地方・家庭裁判所委員会（平成20年11月開催）の際に、もう少し広報活動に力を入れる必要があるという意見が出た。本日、保護命令申立てが増えているということを知り、制度が認知されてきていることを感じた。また、以前は女性が被害に遭うのが多かったが、現在では男性の被害もあると聞くが、その被害の割合はどの程度か。
- 佐賀では男性からの申立はないが、全国では数件程度あったと聞いている。
- 保護命令申立ての結果の帰趨はどうか。
- 平成22年度は、認容31件、却下0件、取下げ5件、認容率86.1%、平成21年度は、認容21件、却下5件、取下げ2件、認容率75%、

平成20年度は、認容17件、却下1件、取下げ3件、認容率77.3%となっている。

保護命令制度の詳細は、最高裁判所ホームページにも掲載されているので参照されたい。

## イ 労働審判について

(入江民事首席書記官説明後、意見交換)

- 事業主は、解雇予告手当を払えば被雇用者を解雇することができるか。逆に、被雇用者が解雇予告手当を受け取れば、労働審判を申し立てることができないのか。
- 普通、解雇予告手当を払えば被雇用者を解雇することは可能であるが、解雇について合理的な理由がなければ解雇無効となり、事業主の権利濫用行為とみなされる可能性はあることから、被雇用者が解雇予告手当を受け取っても、労働審判を申し立てることは可能である。
- 平成18年から平成22年までの佐賀の新受件数26件の内訳を教えてください。また、申立人の性別も教えてください。
- 新受件数の内訳は、地位確認等10件、賃金等7件、退職金4件、解雇予告手当等2件、損害賠償(労災等)3件となっている。また、申立人の1割程度が女性となっている。
- 女性の申立てが少ないのは、相談窓口を知らないとか申し立てる勇気がないなど、女性特有の理由があるか。
- 理由はよく分からないが、女性はパート労働者が多いことも一因ではないかと思われる。
- 労働審判制度は、十分に活用されていると考えるが、大きなメリットとしてはどのようなことが挙げられるか。
- 労働審判は解決が早く、調停により互いが納得した解決が図られるという点である。実際の調停では、堅苦しい雰囲気もない。当事者が一番気に

するのは解決するまでの時間であるが、統計上、労働審判事件の平均審理期間が2.1か月程度ということからも、制度がうまく機能していると言えるのではないか。

- 弁護士に依頼する場合の費用はどの程度か。
- 定められた弁護士費用はない。ただ、弁護士費用を払えない方は法テラスの法律扶助制度による立替払いや分割払いを活用する方法もある。
- 雇用・労働関係では、どうしても被雇用者が弱い立場になる。佐賀県では、全国に比べ働く女性の割合が高く、しかもパートなど正式雇用でない被雇用者が多い。その中に雇用問題に関する相談を躊躇するなど、労働審判の網にかからない過酷な労働環境に不満がある人もいるので、思い切って相談に行ける環境を作ってもらいたい。
- 裁判所でも、労働審判制度の広報を行っているが、今後も制度周知のための広報にしっかり取り組みたい。
- 被雇用者から雇用・労働問題について事業主に言えば辞めさせられると感じている人もいる。また、事業主から被雇用者に対して、辞めても再就職をさせないなど恫喝まがいの話も聞く。この点、何か対応策はないか。
- 被雇用者個々人での対応が難しいのであれば、組合がある。しかし、組合のない中小企業も多く、相談窓口も分からない人が多い。雇用・労働問題は労働基準監督署へ相談するなど、解決の糸口を掴む必要がある。
- 私は、相談窓口として労働局を紹介しているが、労働局と裁判所の連携は行われているのか。
- 連携の程度は別として、労働局から労働審判制度の説明を受けて、裁判所に相談に来る人も増えている。
- 派遣労働者の全国的な問題等を踏まえると、具体的事件になっていないだけで潜在的ニーズはあるので、労働審判制度を知ってもらうための周知は必要であると感じた。

- 他の裁判所では、どのような広報をしているのか。
- 他庁における具体的な広報の方法等については、把握していない。今後、調査して参考にしたい。
- 事件の内容や手続の進行について、例えば「Aさんの場合」などとして具体的に記載して周知すれば、労働審判制度に対する理解度も深まるのではないか。

## 5 次回の予定

### (1) 日程

平成23年11月18日（金）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

### (2) 意見交換テーマ

「被害者配慮制度について」（仮題）